

# 福岡県公報

令和八年二月三日  
第六百六十七号  
増刊 ①

別表第二福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「論文試験」を削る。  
別表第三福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「当該年度の六月末日」を  
「当該採用試験の申込開始月の前月末日」に改める。

別表第四第八号中「心理測定員の職」の下に「、薬剤師の職」を加える。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲  
目次

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ······一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年一月二十二日

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

## 福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部

を次のように改正する。

別表第一中

|     |   |
|-----|---|
| 水産  | 主として水産に関する知識、技術その他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職 |
| 薬剤師 | 薬剤師の業務に従事することを職務とする職                        |

を

水産  
主として水産に関する知識、技術その他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に改める。